

遠隔操作型小型車の届出要領について

遠隔操作型小型車を遠隔操作により道路において通行させる方は、当該遠隔操作型小型車を通行させようとする場所を管轄する公安委員会に、通行を開始しようとする日の**1週間前**までに届け出なければなりません。

届出要領

1 届出受付時間

午前9時0分から午後5時45分までの間（土・日・祝日を除く）

2 届出窓口

大阪府警察本部交通部 交通総務課企画第六係 電話 06-6943-1234 内線50261

※ 警察署での受付は行っていません。

3 申請書類等

(申請書類)

① 遠隔操作型小型車使用届出書（記載例参照）

(添付書類)

② 住民票等

遠隔操作型小型車を使用する者が

- 個人の場合・・・住民票の写し

届出をする者が住民基本台帳法の適用を受けない場合は、旅券、外務省が発行する身分証明書又は権限ある機関が発行する身分証明書

- 法人の場合・・・登記事項証明書、代表者の住民票の写し

代表者が、住民基本台帳法の適用を受けない場合は、旅券等の写し

③ 遠隔操作型小型車を安全に通行させることができることについての審査を行うことを目的として設立されたロボットデリバリー協会等の一般社団法人又は一般財団法人による審査に合格したことを証する書面、その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面

④ 遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所付近の見取図

4 注意事項

書類に不備等があれば、追加の書類の提出を求めたり、受理できない場合もありますので、届出をする際は事前に上記届出窓口までお問合せください。